

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類 担当課別添付図面一覧

都市計画法第32条協議		■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
○ 特定開発事業協議書の写しの表紙右上に担当課の課名を記入すること。 ○ 担当課の指示により図面等を差替えた場合は、開発審査課の図面も必ず差替えること。		開発審査課	建設総務課	道路建設課	道路管理課	下水道河川総務課	下水道河川建設課	下水道河川管理課	公園緑地課	景観みどり課	警防救命課	環境事業センター	市民自治推進課	安全対策課	防災対策課	農業水産課	茅ヶ崎警察署生活安全課					
まちづくり条例該当条項					第22条	第23条	第23条	第23条	第24条	第36条	第25条	第30条	第26条	第27条	第28条	第31条	第32条	第33条	第29条	第37条	第39条	
○ 32条協議が必要なときは「都市計画法第32条による協議について」を添付すること。					道路	排水施設	排水施設	排水施設	公園等	緑化	消防水利	消防活動空地	ごみ集積所	集会場	防犯灯	自転車置場	自動車駐車場	荷さばき駐車場	防災資機材等の保管施設	農業用水の保全	警察署長との協議※4	
番号	図面の名称																					
1	付近見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○			○	
3	公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○												○	
4	求積図	○	○	○	○			○														
5	公共施設の新旧対照図 ※ 32条協議が必要なときのみ	○	○	○	○	○	○	○	○		○											○
6	土地利用計画図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	造成計画平面図	○			○			○														○
8	造成計画断面図	○			○			○														○
9	道路標準断面図	○			○			○														
10	道路縦断面図	○			○			○														
11	道路構造図	○			○			○														
12	排水施設計画平面図	○			○	○	○	○														○
13	排水施設標準断面図	○			○	○	○	○														○
14	排水施設縦断面図	○			○	○	○	○														○
15	排水施設構造図	○			○	○	○	○														○
16	給水施設計画平面図(管路情報図)	○			○			○														
17	施設求積図	○						○	○				○									
18	施設平面図	○			○※2			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		
19	施設断面図	○																		○		
20	施設横断面図	○			○※2			○														
21	施設構造図	○			○※2			○	○		○		○		○							
22	地下埋設図	○						○	○													
23	擁壁構造図※1	○																				
24	各階平面図・立面図	○								○※3		○	○			○	○	○				○
25	断面図・日影図	○																				
26	土地の登記事項証明書の写し	○																				
27	隣接道・水路境界確定図の写し	○	○		○			○														○

※1 高さ1メートルを超えるものについては、構造計算書を添付 ※2 道路に面して公共施設等が設置される場合 ※3 緑化部分を表示したもの
 ※4 共同住宅用とその他用あり ○その他必要に応じて担当課より提出図面の要請があります。